

来店予約でますます便利に！

来店予約サービス

■来店予約サービスの内容

- ★スマートフォン、パソコンから来店予約が出来ます。
- ★空き時間がわかり、ご予約ができます。
- ★ご予約はご来店の2営業日前(23:00)までご予約下さい。
(前日、当日予約不可となります。)
- ★ご予約完了時にご入力いただいたメールアドレス宛へ予約完了メールをお送りいたします。
- ★ご予約の前日に、確認メールをお送りいたします。

予約者優先で
待ち時間が少なく
ご相談が出来ます。

■ご予約対象のお取引

◎相続手続き ◎代表者変更手続き

相続手続き、代表者変更手続きは次のQR・URLからご予約下さい。



©よりぞう

篠ノ井支所 ☎ 026-292-0146	篠ノ井東支所 ☎ 026-292-1211	信田支所 ☎ 026-299-2211	松代支所 ☎ 026-278-2601
中津支所 ☎ 026-284-4407	川中島支所 ☎ 026-284-4032	更北支所 ☎ 026-284-3038	若穂支所 ☎ 026-282-2023

支所	予約サービスURL
篠ノ井	https://naganoken-jabank.resv.jp/direct_calendar.php?direct_id=42
篠ノ井東	https://naganoken-jabank.resv.jp/direct_calendar.php?direct_id=43
信田	https://naganoken-jabank.resv.jp/direct_calendar.php?direct_id=44
松代	https://naganoken-jabank.resv.jp/direct_calendar.php?direct_id=45
中津	https://naganoken-jabank.resv.jp/direct_calendar.php?direct_id=46
川中島	https://naganoken-jabank.resv.jp/direct_calendar.php?direct_id=47
更北	https://naganoken-jabank.resv.jp/direct_calendar.php?direct_id=48
若穂	https://naganoken-jabank.resv.jp/direct_calendar.php?direct_id=49

スマートフォン・PCが無い方は電話からの予約も可能です。各支所へお問合せ下さい。

◆ご注意事項

- ・ご予約いただいたお客様を優先してご対応させていただきます。
- ・スマートフォン、パソコンが無い場合はお電話での予約が可能です。
- ・ご予約開始時間までにお越しください。開始時間を過ぎてもご来店いただけない場合はご予約を取り消しさせていただく場合もございます。
- ・ご来店時に、お手続き中のお客さまがいらっしゃる場合は、予約時間が過ぎてもお待ちいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ご予約時のお手続き内容により電話連絡させていただく場合がございます。
- ・止むを得ない事情により、Web予約完了後にご予約の変更相談をさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

来店予約スマートフォン操作画面 (QR読み込み後画面)

①

長野県JAバンク
支所（相談会の場合開催JA）を選択ください
JAグリーン長野（相談会以外）
相談窓口（相談会の場合開催支所・日程）を選択ください
篠ノ井支所
相談内容を選択ください
相談手続き（1コマ：60分）
予約日時を選択
直近の状況
8/16 (金) 8/17 (土) 8/18 (日) 8/19 (月) 8/20 (火) 8/21 (水) 8/22 (木)
09:00 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
10:00 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
11:00 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
12:00 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
13:00 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
14:00 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ 受付中 × 受付終了

相談内容を選択ください
✓ 相談手続き（1コマ：60分）
代表者変更手続き（1コマ：30分）
予約日時を選択
直近の状況
8/16 (金) 8/17 (土) 8/18 (日) 8/19 (月) 8/20 (火) 8/21 (水) 8/22 (木)
09:00 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
10:00 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
11:00 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
12:00 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
13:00 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
14:00 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ 受付中 × 受付終了

相談内容を選択します。

○の予約可能日・時間
を選択します。

②

お名前
長野 緑
フリガナ
ナガノ ミドリ
電話番号
09012345678
(ハイフン) なしで記入ください。11桁以内
お客様番号
メールアドレス
ご入力いただくと予約確定メールや予約変更・キャンセル用のID・パスワード、予約日前日のリマインドメール等が届きますので大変便利です。
その他自由記述欄
その他事項に伝えておきたい事項や不明点等がございましたらご自由に
記載ください。
次へ進む
前の画面に戻る

③

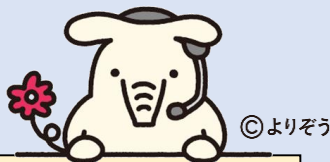
長野県JAバンク
まだ手続きは完了していません。
内容をご確認いただき、「完了する」ボタンを押してください。
最終内容確認
予約内容
予約日
2024/08/19 (月)
時間
9:00
支所/相談会開催JA
JAグリーン長野（相談会以外）
相談窓口/相談会開催日・支所
篠ノ井支所
相談内容
相談手続き（1コマ：60分）
予約者情報
お名前
長野 緑
フリガナ
ナガノ ミドリ
電話番号
09012345678
完了する
前の画面に戻る

必須項目、任意項目を入力。
※メールアドレスを入力すると予約完了
メール、確認メールが送信されます。
入力完了後に「次に進む」を選択

入力項目を確認いただき「完了する」を選択

代表者変更手続きのご案内

法人・各種団体のお客様のうち、届け出内容の変更がございましたら次の通り変更手続きをお願いいたします。

①	代表者変更のご連絡	代表者の変更がございましたら、お取り引きを いただいております支所に、ご連絡をお願い いたします。  ～ 支所電話番号 ～ <table><tr><td>篠ノ井支所</td><td>: 026-292-0146</td><td>篠ノ井東支所</td><td>: 026-292-1211</td></tr><tr><td>信田支所</td><td>: 026-299-2211</td><td>松代支所</td><td>: 026-278-2601</td></tr><tr><td>中津支所</td><td>: 026-284-4407</td><td>川中島支所</td><td>: 026-284-4032</td></tr><tr><td>更北支所</td><td>: 026-284-3038</td><td>若穂支所</td><td>: 026-282-2023</td></tr></table>	篠ノ井支所	: 026-292-0146	篠ノ井東支所	: 026-292-1211	信田支所	: 026-299-2211	松代支所	: 026-278-2601	中津支所	: 026-284-4407	川中島支所	: 026-284-4032	更北支所	: 026-284-3038	若穂支所	: 026-282-2023
篠ノ井支所	: 026-292-0146	篠ノ井東支所	: 026-292-1211															
信田支所	: 026-299-2211	松代支所	: 026-278-2601															
中津支所	: 026-284-4407	川中島支所	: 026-284-4032															
更北支所	: 026-284-3038	若穂支所	: 026-282-2023															
②	必要書類のご案内	お取り引き内容の確認をさせていただいた後に、 こちらから改めてご連絡させていただきます。 次頁参照																
③	必要書類のご準備	必要書類のご準備ができましたら、来店の ご予約をお願いいたします。 来店予約サイト																
④	変更手続き	ご予約日に来店をお願いいたします。必要書類 を確認させていただき変更手続きを行います。 ※お手続きにはお時間を要しますので、時間に余裕を もってお越しください。 ※ ご予約のお客様から優先的にご案内いたしますが、 当日の混雑状況やお手続き中のお客様がいらっしゃる 場合はお待ちいただく場合がございます。 ※ ご提出いただいた書類に不足等がある場合や、追 加で書類が必要となった場合は改めてご提出をお願い することがございます。予めご了承ください。																

■支所窓口は予約優先とさせていただきます。
ご予約いただかずにご来店されたお客さまにおかれましては、当日のご案内が
難しい場合もございますので、ご来店の際は「[来店予約サイト](#)」からご予約を
お願いします。

代表者変更に伴う必要書類について（新代表者が変更手続を行う場合）

令和6年11月時点

新代表者を確認できる書類はありますか？

はい

確認書類が規約等
の場合

(例)
・規約
・定款
・総会議事録

確認書類が規約等
以外の場合

(例)
・総会資料
・役員名簿等

いいえ

右記Aの必要書類を
お持ちください。

右記Bの必要書類を
お持ちください。

右記Cの必要書類を
お持ちください。

書類の準備が整いましたら
代表者変更は来店予約を
お願いいたします。

必要書類	A	B	C
①通帳・証書	○	○	○
②お届け印	○	○	○
③新代表者の本人確認書類 ・顔写真付き1通 ・顔写真付きなし2通	○	○	○
④届出事項変更届	○	○	○
⑤印鑑届	○	○	○
⑥新住所が確認できる書類	○ (※1)	○ (※1)	○ (※1)
⑦規約等	○	△ (※2)	△ (※2 ※3)
⑧規約等以外で新代表者 が確認できる書類	—	○	— (※3)
⑨F A T C A自己宣誓 (兼) 特定取引を行う者 の届出書	△ (※4)	△ (※4)	△ (※4)

(※1) 「③新代表者の本人確認書類」で確認できる場合は不要です。

(※2) 規約等がある場合はご提出ください。

(※3) 新代表者を確認できる書類がない場合は、窓口にて団体の活動状況等をヒアリングさせていただきます。

(※4) ⑨の書類が必要な場合は、窓口係より別途説明します。

■本人確認書類例

- ・顔写真付き公的証明書：1通（例：運転免許証，個人番号カード，パスポート 等）
- ・顔写真なし公的証明書：2通（例：健康保険証，住民票，年金手帳 等）
- ・有効期限あり：現在有効のもの
- ・有効期限なし：発行後6カ月以内のもの

相続手続きのご案内

大切な方を亡くされたお客様には、心からお悔やみ申し上げます。
ご相続発生後のお手続きの流れをご案内いたします。

基本的な流れ

①	相続発生のご連絡	故人とお取引をいただいております店舗に、相続人様よりご連絡をお願いいたします。相続手続きに関するご案内にはお時間をいただきますので、 来店予約サイト でご都合の良い日をご予約ください。 ※お電話でのお取引内容に関するご質問にはお答えできかねますので予めご了承ください。
②	必要書類のご案内 参考：必要書類の確認はこちらから	遺言書の有無等により必要書類が異なりますので、詳しくはお取引店舗へご来店の際にご案内いたします。 (遠方にお住まいの方やお急ぎの方は、お電話でご案内できる場合もございますので、窓口にお問い合わせください。) ご来店の際は、相続人様のご本人様確認書類、相続人様のご印鑑（実印）をご持参ください。 ※ご予約のお客様から優先的にご案内いたしますが、当日の混雑状況やお手続き中のお客様がいらっしゃる場合はお待ちいただく場合がございます。
③	必要書類の準備とご提出	ご案内しました必要書類のご準備ができましたら、再度 来店予約サイト からご予約をお願いいたします。
④	ご提出いただいた書類の確認	必要書類を確認させていただきます。 ※ご提出いただいた書類に不足等がある場合や、追加で書類が必要となった場合は改めてご提出をお願いすることがございます。予めご了承ください。
⑤	お支払い等のお手続き	お支払い等のお手続きをさせていただき、終了後にご連絡をいたします。

～ 支所電話番号 ～

篠ノ井支所 : 026-292-0146
信田支所 : 026-299-2211
中津支所 : 026-284-4407
更北支所 : 026-284-3038

篠ノ井東支所 : 026-292-1211
松代支所 : 026-278-2601
川中島支所 : 026-284-4032
若穂支所 : 026-282-2023

相続相談サービスもございます。

税理士や専門スタッフによる相談やその他サービスをご用意しております。

相続の動画も見れます。

- 相続基礎篇
- 相続税の計算篇
- 遺言篇
- 相続税対策篇

相続相談サービスは[こちら](#)から⇒



ご用意いただく必要書類について

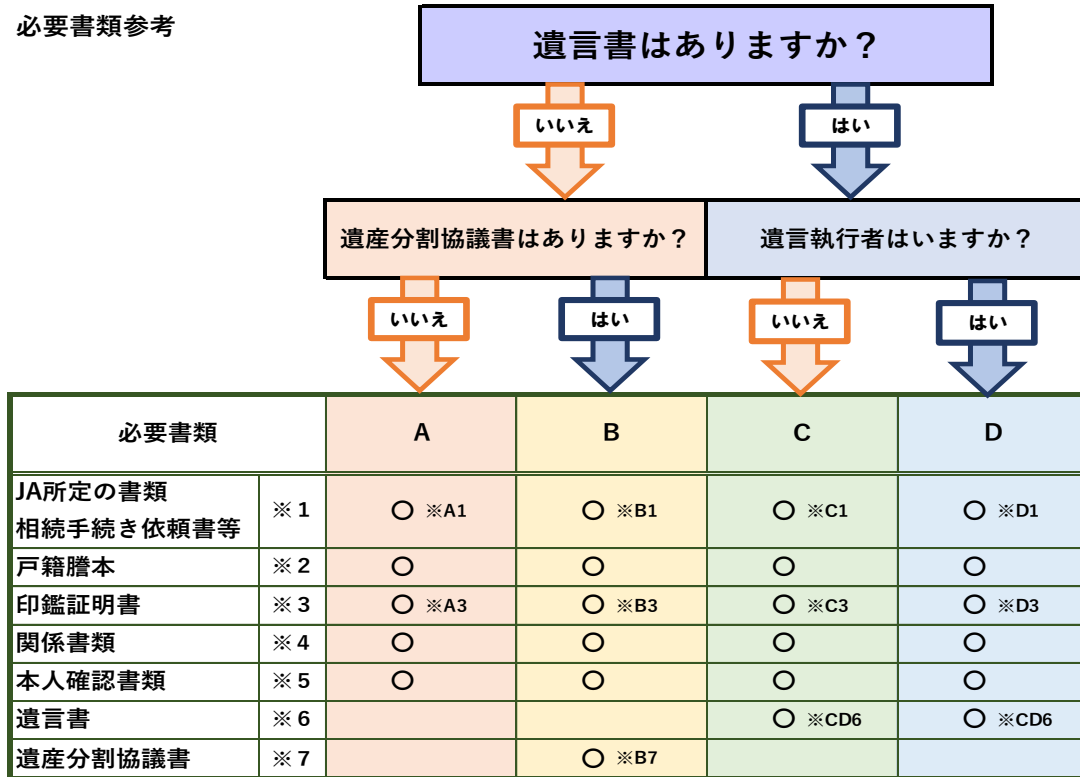
相続方法やお取引内容により必要書類は異なりますので、詳しくはご来店の際にご案内させていただきます。

（遺言書や遺産分割協議書をお持ちの方は、ご持参くださいますようお願いいたします。）

必要書類は原本のご提出をお願いいたします。

こちらで写しを取らせていただき原本はご返却いたします。

必要書類参考



JA所定の書類 相続手続き依頼書等	※1	取扱店支所でご用意いたします。窓口へ連絡ください。
	※A1	法定相続人全員の署名・実印での捺印 取扱店支所でご用意いたします。
	※B1	当JAお預かり資産等を承継される方の署名・捺印(実印)が必要です。
	※C1	受遺者の方(当行お預かり資産等を受け取る方)の署名・捺印(実印)が必要です。
	※D1	遺言執行者の方、受遺者の方(当JAお預かり資産等を受け取る方)の署名・捺印(実印)が必要です
戸籍謄本	※2	原本をご提出ください。 ・被相続人の出生から亡くなられるまで(死亡年月日が確認できる)の連続した戸籍謄本 ・相続人・遺言執行者・相続財産管理人であることが確認できるもの 「法定相続情報一覧図の写し」をご提出いただく場合、戸籍謄本のご提出は原則不要です。 ・C(遺言書があり、遺言執行者がいない)、D(遺言書があり、遺言執行者がいる)の場合は、戸籍謄本等を省略できる場合がございます。
印鑑証明書	※3	発行日より6カ月以内のもので原本を提出ください。被相続人名義でのお借入れがある場合、発行日より3カ月以内のものがが必要です。
	※A3	法定相続人全員分
	※B3	法定相続人全員分、当JAの資産等を承継される方分
	※C3	受遺者の方分
	※D3	遺言執行者の方、受遺者の方 尚、遺言書の内容によっては、受遺者の方の署名・捺印(実印)や印鑑証明書が不要となる場合があります。
関係書類	※4	通帳、証書、キャッシュカード、共済関係書類、出資関係書類等 紛失されている場合はお申し出ください。
本人確認書類	※5	◆顔写真付き公的証明書の場合:1通 (例:運転免許証, 個人番号カード, パスポート 等) ◆顔写真なし公的証明書の場合:2通 (例:健康保険証, 住民票, 年金手帳 等) ◇有効期限あり:現在有効のもの ◇有効期限なし:発行後6カ月以内のもの
遺言書	※6	原本をご提出ください。法務局における自筆証書遺言書保管制度を利用されている場合は遺言書情報証明書をご提出ください。当JAお預かり資産について分割割合や承継人が明確でない場合、Aの手続きとなります。
	※CD6	公正証書遺言の場合または法務局における自筆証書遺言書保管制度を利用されている場合を除き、家庭裁判所の検認済証明書もあわせてご用意ください。
遺産分割協議書	※7	原本をご提出ください。当JAのお預かり資産について承継人が明確となっているもの
	※B7	当JAお預かり資産について承継人が明確でない場合、A(共同相続の場合)の手続きとなります。

★取引内容や相続のご事情によっては、ご案内以外の書類を追加でご提出いただく場合がございます。予めご了承ください。